

後見センターだより（第48回）

1 はじめに

前回（本連載第47回）でもお伝えしたとおり、令和4年3月25日に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「第二期計画」といいます。）では、本人の意思決定支援が重視され、「チームによる支援」が本人支援の中核に据えられており、後見人等¹には、本人についての権利擁護支援チーム（以下「チーム」といいます。）の一員として、チームの関係者らと支援方針等を共有しつつ、チームの形成過程で整理された役割を担う「支援者」として事務を遂行すること（チーム支援）が求められています。

今回は、このようなチーム支援の意義とその中で後見人等が担う役割について述べた上で（後記2）、後見人等のチームへの関わり方について、後見センターの監督における考え方を、近時裁判所に寄せられた本人や親族、支援者の意見（苦情）の実情も参照しながらお示ししたい（後記3）と思います。

2 チームの一員としての後見人等

(1) チーム支援の意義とメリット

チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみであり、既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、本人の意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにすることを

¹ 後見人、保佐人及び補助人を総称して「後見人等」という。

目的としています² 3。

このようなチーム支援については、多様な職種や立場の支援者が多角的に本人の支援について検討することができることや、それぞれが専門的に取り扱う支援制度やサービスについて本人に分かりやすく説明し、本人の意思を十分に尊重した適切な支援を行うことができること、チームのメンバーが単独で対処することが難しい緊急事態（急な入退院、夜間の医療機関からの呼出し等）が生じた場合に、他のメンバーと役割を分担し連携して対応することができることなど様々なメリットがあることが指摘されています。

(2) 後見人等がチームの一員となる必要性

第二期計画では、地域において権利擁護支援を行う三つの場面の一つとして、成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）があり、この場面では、チームに後見人等が参加し、チームの関係者間で、あらかじめ想定していた支援方針等を共有し、本人に対して、チームによる適切な支援を開始するとされています⁴。このように、多くの事案では、後見人等は、本人の介護、医療、保健、福祉サービスの利用等のために既に形成されているチームの中に後から入る形になることが多いと思われます。

² 以上につき、第二期計画23頁。

³ チームは、概念的にはこのように説明できるが、後述するように本人の生活拠点の変動や職員の異動等によりメンバーが変わることがある。また、こうした変化がないとしても、実際の活動の場面では、本人についての課題や状況によって、チームとしての活動に実際に参加するメンバーは変わる。こういった点においてチームは流動的なものといえる。

⁴ 第二期計画25頁。

⁵ なお、前回（本連載第47回）述べたとおり、後見センターでは、関係者の同席のもとで、本人に制度の説明をし、本人とのやり取りをしながら説明状況報告書（本連載第25回、第28回コラム欄、第40回参照）を作成していくという活動は、専門職がチーム支援に関与していく入口となるという意義を有するものと考えている。

ところで、後見人等は、後見等事務⁶を行うに当たり、広範な裁量を与えられている一方で、本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないと義務付けられています⁷。そのため、後見等の開始後は、後見人等は本人の障害特性や本人の状況等を十分に踏まえた上で、本人の意思の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見等事務を行う必要があります。とりわけ、本人を代理して法律行為をする場合には、その内容に本人の意思や価値観等を適切に反映させなければなりません。しかし、このようなことを含め、後見人等が一人で本人の暮らしを支えていくことは困難です。本人の周囲の支援者と連携し、チームで必要な範囲の情報共有を行い、それぞれの支援者が抱え込むことなく、チームで支援できる環境が形成されることによって初めて、多角的・多面的な視点から「尊重」や「配慮」を踏まえた本人支援が可能となるといえます。

特に専門職の後見人等におかれては、複数の本人を抱えていたり、後見等事務とは異なる種類の業務を並行して行っておられたりして、後見等事務に充てることができる時間には制約があることと思います。多忙な後見人等が、本人の様子を日常的に見て、本人のことをよく分かっているチームのメンバーの話や意見を聞かずに一人で後見等事務を行うことには限界もあるのではないのでしょうか。

後見人等が適切に後見等事務を行うためにはチームのメンバーとの協働が必要であり、そのために後見人等はチームに参画し、その一員という立場で本人の支援を継続することになるという点に改めてご留意いただきたいと思います。

(3) 既存のチームへの関わり方

⁶ 後見人等が行う後見事務、保佐事務及び補助事務を総称して「後見等事務」という。

⁷ 民法858条、876条の5第1項、876条の10第1項参照。

後見人等に選任された方は、まず、本人に関するチームのメンバー（又はメンバーになる可能性のある人）は誰なのかを把握し、チームでのケース会議やカンファレンスの予定を確認していただくことになります。

そして、就任後は早めにケース会議やカンファレンスに参加し、チームの他のメンバーとの間で、チームが想定している本人の支援方針（支援の内容や将来の予定等）について認識を共有し、後見人等が加わったチームで改めて必要に応じて支援方針を再調整するなどしつつ、メンバー間での役割分担や、支援の実施状況や課題の解決状況の振返り方法等についても確認しておくことが望ましいと思われます。チームに新たに加わった後見人等の目から見て、これまでの支援に不足している部分や見落としている部分がないかを確認することも必要です。

なお、時には後見人等が選任された途端にチームのメンバーが本人の支援から距離を置いてしまい、まるで後見人等だけが取り残されたように感じてしまう事案も見られるようです。しかし、後見人等が就任したからといって直ちにそれまでの支援チームが解散したり、その機能が低下したりするわけではないことはいまでもありません。そのような事案においてこそ、後見人等としては、後見人等が有する権限の範囲や専門職としての強みがどのような点にあるのかを意識し、それをチームのメンバーに伝えて共有していただきたいと思います。そして、チームのメンバーとの間で、後見人等とチームのメンバーが対等な立場であることと各自の役割分担を明確にし、本人のためにやらなければならないこと、やれること、やれないことを拾い上げてそれぞれの担い手を整理し、チームのメンバーとは異なる視点や立場を持った後見人等がチームに入ることによって、本人に対してより充実した支援を行うことができるのだという共通理解を持つことができるよう尽力いただくことが重要だと思われます。

また、後見人等には本人の生活の変化（生活拠点の変化等）や人事異動によってチームのメンバーが変わってゆくという事態にも対応していただく必要が

あります。本人のことをよく知るメンバーの大半がチームから外れ、現行法の下では基本的に長期間本人に寄り添うことになる後見人等だけがチームのメンバーとして残されたように感じて困ってしまわれることもあるかもしれません。そのような場合にも、後見人等が一人で本人を支えようとするのではなく、チームの必要性を念頭において次の支援チームの構築に向けて活動していただきたいと思います。もっとも、後見人等が中心となってチームを構築する必要があるような事案は多くはないと思われ、次のチームのメインのメンバーになる可能性が高い支援者（高齢の本人であればケアマネージャー、障害を持つ本人であれば相談支援専門員等が考えられます。）を見つけて積極的に声を掛け、関係者が集まるカンファレンスの開催を依頼するなど、チームを形成するための相談や働き掛けを行うことが、後見人等ができる次のチーム構築のための方策として考えられます。

(4) 小括

後見人等としてチームに加入することやチームを形成してゆくことにはご苦労やご負担も多いことと承知しておりますが、本人に対してはチームによる適切な支援を行うことが必要であり、後見人等に対してはチームの一員として後見等事務を行うことが求められていることは、繰り返しご説明したとおりです。

また、チームでの支援が軌道に乗れば、後見人等ご自身の精神的、時間的、肉体的なご負担が軽減され、先の長い後見人等としての業務を円滑に進められるようになるという効果も期待できます。

後見人等に就任された後は、ぜひ、チームの一員になったのだという思いで後見等事務に取り組んでいただくようお願いいたします。

3 後見人等のチームへの関わり方についての監督における考え方

次に、後見人等のチームへの関わり方について、近時後見センターに寄せられる本人や親族、支援者の意見（苦情）の実情も参照しながら、後見センターによ

る後見等事務の監督における考え方を示したいと思います。

- (1) 「後見人等がケース会議に出席しない。参加を呼び掛けているのに不参加である」という関係者からの苦情は、たびたび裁判所にも寄せられます。更には「後見人等がチームのメンバーに相談することなく本人の生活や支援について勝手に決めている」という関係者からの報告が届くこともあります。このような意見（苦情）に関する後見センターでの監督における考え方は、次のとおりです。

チームでは、本人に対して充実した支援を行うために、本人の支援に関する課題、解決策（目標）及び解決策を実現するためのプロセスについて、メンバー全員の間で必要な情報が共有されていることが必要です。

そして、最終的な解決策（目標）を達成するために、目の前にある本人の課題を解決するために開かれるのがチームのメンバーによるケース会議やカンファレンスであって、（チームが機能していれば）チームが開く会議には必ず目的や意味があるはずです（このことは、本人の判断能力が著しく低下し、後見人等が本人とコミュニケーションをとることができないような状態であったとしても変わりはありません。）。ですから、後見人等にはチームが開くこれらの会議に出席し、チームのメンバーとして本人の状況を把握した上で、いま何が問題になっていて、どのような状態を目指そうとしているのか、そこを目指すためにはどのような作業が必要で、各メンバーがどの役割を担うのかということについて、チーム内で意見を交わし、確認していただくことが期待されます。後見人等が最終的に本人を代理して法律行為を行う場合にも、チームでの決定プロセスを理解した上で行っていただくことが望ましいと考えられます。

後見人等には本人の身上保護について広範な裁量が認められていますから、後見人等がケース会議を一度でも欠席すれば解任事由に該当するとか、ケース会議に一度も出席しなければ直ちに解任事由に該当するなど一概に評価することはできません。しかしながら、本人に対してより質の高い支援を提供し、

本人らしい生活を継続するためにはケース会議等においてチームのメンバーと本人の情報を共有し、連携して支援を行っていくことが重要であることを踏まえ、後見人等が、合理的な理由もないのに長期間ケース会議等を欠席していることは、少なくとも、身上保護事務が十分に行われていないのではないかと疑念を生じさせる事情に当たり得るということはできそうです。後見人等には、チームに加わった後は、ぜひメンバーとしてチームの活動にできる限り参加し、他のメンバーとコミュニケーションをとりながら後見等事務を行っていただくようお願いいたします。

- (2) 後見等事務について、上記(1)に記載したものの他に比較的多く裁判所に提出される苦情としては、本人からは、後見人等（主に保佐・補助類型）から渡してもらおうとお小遣いが少ない、欲しいものを買ってもらえない、行きたい旅行に行けない、後見人等にこうした不満を伝えようにも連絡がつきにくい、取り合ってもらえないといったものが見られ、親族からは、後見等事務の詳細を自分が考える頻度と範囲で教えてもらえない（通帳を見せてもらえない）、身上保護方針が後見人等と異なるといったものが見られます。

これらについても、後見人等が一人で本人や親族がこれらの要望を訴えるに至った背景事情を把握したり本人や親族の納得・理解を得たりすることは非常に大変です。まず、本人の金銭管理についてみると、本人の嗜好や生活状況等に関するより多くの情報を収集し、お金の使い方を本人の生活全般の問題として捉えて具体的な解決策を検討した上で、その内容を本人に分かりやすく説明し、時間をかけて実践することが必要ですが、これら全てを後見人等一人の力で行うことは難しいと思われま。こうしたプロセスを確実に実行するためにはチーム全員の協力が必要ですし、チーム全体で話し合っ共有した結果であれば、本人が不満を述べた際にも後見人等だけではなくメンバー全員で対応し、後見人等とは異なる立場の方から解決策について本人に説明をしてもらうことも見込むことができ、結果的に後見人等のご負担が軽減されることもあるので

はないでしょうか。次に、親族については、後見人等が選任されるまでは当該親族が本人の主たる介護者だったという事案も多く、家族としての思い入れもあることから、後見人等としては本人との間に一定の線を引くべきだと考えられることもあるかもしれません。しかし、当該親族が虐待をした養護者に当たる等の特別な事情がない限り、親族も本人の支援者である以上はチームの一員に当たると考えられます。後見人等には、このような親族をチームに加え、親族を交えたチーム全体で本人に対する支援について考えてゆくこともご検討いただき、このような観点から親族に対する説明や報告についても対応していただきますようお願いいたします。

- (3) なお、裁判所に寄せられる後見人等についての苦情に対しては、裁判所は、それが解任事由に当たるとまでいえないような後見人等との関係性や後見等事務についての要望等であれば、後見人等以外のチーム支援者、市町村の相談窓口、専門職団体窓口への相談を案内するという対応をしています。

4 おわりに

今回は、チーム支援の意義や、チームを機能させるために後見人等に期待されることについて整理してみました。結局、本人に対してより質の高い支援を提供するためには、チームのメンバーがよくコミュニケーションをとり、支援のプロセスを共有することが重要であるということになります。繰り返しになりますが、後見人等に就任された際には、こうした点に留意し、チームの一員として後見等事務に取り組んでいただくようお願いいたします。

身上保護や意思決定支援などの場面では、対応に迷われることも多いかと思えます。どうしても疑問が残るようなときには、「連絡票」により後見センターに確認を求めることもできますが、既に述べたように、本人の状況や価値観を継続的に把握しているチームの他のメンバーと協力することによって、後見人等が、その裁量の範囲内において、本人がその状況にふさわしい支援を受けるための対処

が何かを判断することができると思われます。チーム支援は、こうした場面でこそ強みを発揮することができるのです。

以上

◎小窓 「全国共通の後見ポータルサイトがリリースされました！！」

これまでの裁判所ウェブサイトでは、最高裁判所が後見事件の手続案内をしていたほか、大阪家庭裁判所でも後見サイトを設けて個別に手続案内をしていましたが、これらのサイトを整理した新裁判所ウェブサイトが令和7年9月24日にリリースされました。

本コラムでは、新裁判所ウェブサイト内にある全国共通の後見ポータルサイトと大阪家裁として個別に手続案内するサイト（以下、「大阪家裁個別案内サイト」と呼称します。）を中心にご説明します。

第1 従前の大阪家裁後見サイトと大阪家裁個別案内サイト

従前の大阪家裁後見サイトは、大阪家裁個別案内サイトに改められました。ただ、上記の整理の観点から、すべての内容が大阪家裁個別案内サイトに移行していません。

第2 後見ポータルサイトと新しい大阪家裁個別案内サイトの役割分担

- 1 後見ポータルサイトでは、後見事件に関し、全国の家庭裁判所の共通の手続案内をしていますので、まずこちらのサイトをご覧ください。
- 2 次に、サイトの最下部に「個別の手続案内がある家庭裁判所」や「個別にご案内する事項がある家庭裁判所」といった表示があるかどうかご確認ください。

このような記載があり、かつ「大阪」と表示されていれば、大阪家裁の個別の手続案内がありますので、後見ポータルサイトから遷移して大阪家裁個別案内サイトをご覧ください。

- 3 大阪家裁個別案内サイトでは、上記の個別の案内のほか、後見ポータルサイトに掲載していない一部の後見事件に関する手続案内も行っています。
- 4 以上の点を整理すると、後見事件の手続案内は次のとおりです。
 - (1) 大阪家裁の個別の案内がない場合は、後見ポータルサイトのみ
 - (2) 大阪家裁の個別の案内がある場合は、後見ポータルサイトと大阪

家裁個別案内サイトの両方

- (3) 後見ポータルサイトにない一部の手続は、大阪家裁個別案内サイト

第3 大阪家裁の「申立書提出先一覧」と「郵便料及び予納金一覧」

これらの一覧表は、第2項にかかわらず、新裁判所ウェブサイト内の「大阪地方裁判所/大阪家庭裁判所/大阪府内の簡易裁判所」サイト内の「裁判手続利用」サイト内にありますのでご注意ください。

なお「郵便料及び予納金一覧」には、納付していただく収入印紙（申立手数料、後見登記手数料）の記載がありませんので、後見ポータルサイトや大阪家裁個別案内サイトをご確認ください。